

財務省第5入札等監視委員会

平成29年事務年度第1回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成29年10月16日（月）東京税関会議室	
委員	委員 村山周平 （村山周平事務所・公認会計士） 委員 福島洋尚 （早稲田大学大学院教授） 委員 藤重由美子 （東京八丁堀法律事務所・弁護士）	
審議対象期間	平成29年4月1日（土）～平成29年6月30日（金）	
抽出事案	4件	(備考)
1 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：乗用自動車(ワゴン・ハイブリッドタイプ(7人乗り)) 4台の交換購入契約 契約相手方：株式会社ホンダカーズ東京 (法人番号5010501028625) 契約金額：8,985,323円 契約締結日：平成29年4月21日 担当部局：横浜税関
2 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：携帯情報端末による税関インターネットメール参照 サービスの提供業務等の調達 契約相手方：KDDI株式会社 官公庁営業部 (法人番号9011101031552) 契約金額：20,822,400円 契約締結日：平成29年4月27日 担当部局：東京税関
3 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：埠頭監視カメラシステムの撤去及び再設置に係る 請負契約 契約相手方：NECネクサソリューションズ株式会社 (法人番号7010401022924) 契約金額：61,623,180円 契約締結日：平成29年4月7日 担当部局：横浜税関
4 競争入札（公共工事）	1件	契約件名：東京港湾合同庁舎空調他中央監視装置更新工事 契約相手方：アズビル株式会社 (法人番号9010001096367) 契約金額：45,360,000円 契約締結日：平成29年6月27日 担当部局：東京税関
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】</p> <p>契約件名：乗用自動車(ワゴン・ハイブリッドタイプ(7人乗り))4台の交換購入契約</p> <p>契約相手方：株式会社ホンダカーズ東京 (法人番号5010501028625)</p> <p>契約金額：8,985,323円</p> <p>契約締結日：平成29年4月21日</p> <p>担当部局：横浜税関</p>	
<p>本件契約概要について説明願いたい。</p>	<p>本契約は、耐用年数の経過、又は走行距離が基準に達した車両4台（調査部審理部門3台、仙台塩釜税関支署1台）について、これらの後継車両調達に際して交換購入契約を締結したものである。</p>
<p>本件契約の仕様及び予定価格の積算方法について説明願いたい。</p>	<p>本契約の仕様として、乗用自動車4台、排気量1,500CCクラス、車両重量は1.311トンから1.531トン、オートマチック車、乗車定員7名、排出ガスは平成27年基準排出ガス75%低減レベル以上、燃費は15.8Km以上などとし、主な装備としては、業務上必要なナビゲーションシステム、ドライブレコーダー、ETCなどを指定した。</p> <p>なお、予定価格の積算にあっては、複数者（2者）より該当するクラスの車種の見積りを取得の上、各項目ごとに最も安価なものを算出根拠とした。</p>
<p>過去の議論を踏まえた改善点について説明願いたい。</p>	<p>平成28事務年度における第2回本委員会において、車両の調達仕様が特定の車種に絞っており改善すべきではないか、とのご指摘があった。</p> <p>当該状況を改善すべく本契約の仕様にあっては複数車種になるよう検討を進めたところ、JC08モード燃費基準に係る車両重量区分に関して、従来の1区分とした場合は1車種のみが対象となるが、当該区分を2区分にすることによって2車種を確保できることが判明したため仕様に含めた。</p> <p>入札の結果、3者による応札が行われたところであり、当該仕様の見直しによって会計手続きの適正性・競争性が一層向上したと考える。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>【事案2】</p> <p>契約件名：携帯情報端末による税関インターネットメール参照サービスの提供業務等の調達</p> <p>契約相手方：KDDI株式会社 官公庁営業部 (法人番号9011101031552)</p> <p>契約金額：20,822,400円</p> <p>契約締結日：平成29年4月27日</p> <p>担当部局：東京税関</p>	
<p>本件契約概要について説明願いたい。</p>	<p>税関業務に係る情報をインターネットメールで送受信する場合には、情報セキュリティの観点から、官指定のパーソナルコンピュータ等による政府ドメイン(go.jp)を使用したメールサービスを使用することとしており、私物のパーソナルコンピュータ及び携帯電話によるメールサービスやフリーメールサービス等を利用した送受信は禁止されている。</p> <p>これまで、庁舎外において税関業務に関するメールを閲覧・送信する手段がなく、緊急時における税関の業務継続の強化や業務上での迅速な情報共有・対応を可能とするために、庁舎外において安全に利用できる携帯端末を含むメールサービスの調達を行ったものである。</p> <p>本契約は携帯情報端末（スマートフォン）に専用のアプリをインストールし、これを操作することで端末内に情報を保存することなく、安全に官指定のインターネットメールにアクセスし、メールの閲覧や送信をするためのサービス及び端末の調達である。</p>
<p>1者応札の要因について説明願いたい。</p>	<p>入札説明会に参加した業者に、入札不参加理由について聴き取りを行ったところ、主な理由は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様内容に合致しない。 ・他省庁より指名停止措置を受けた。 ・説明会参加が遅れたため準備不足。
<p>高落札率の要因について説明願いたい。</p>	<p>予定価格の積算については、複数者から見積りを徴し、各項目の最低価格を参考に積算したものであるが、結果として93.4%の落札率となった。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】</p> <p>契約件名：埠頭監視カメラシステムの撤去及び再設置に係る請負契約</p> <p>契約相手方：N E C ネクサソリューションズ株式会社 (法人番号7010401022924)</p> <p>契約金額：61,623,180円</p> <p>契約締結日：平成29年4月7日</p> <p>担当部局：横浜税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p>	<p>本契約は、横浜港に設置した埠頭監視カメラのうち4台について、横浜港港湾計画に基づく整備工事や取締対象船舶の接岸場所変更等に伴い、撤去及び再設置を実施するもの。</p> <p>(1) 撤去について</p> <p>以下の理由により、埠頭監視カメラ4台の撤去を決定した。</p> <p>① 本牧ふ頭A突堤（3台設置）</p> <p>本牧ふ頭A突堤に設置している埠頭監視カメラのうち2台については、横浜市港湾局より、平成29年5月頃から横浜港港湾計画に基づく本牧ふ頭A突堤の再整備工事を開始する旨の通知がなされたため、撤去する必要性が生じた。</p> <p>また、1台については、同計画に伴い、当該カメラの撮影範囲内に取締対象船舶が接岸しなくなることが判明したことから、当該カメラを有効活用するとして、再設置を目的に撤去することとした。</p> <p>② 横浜ベイブリッジ橋脚（1台設置）</p> <p>横浜ベイブリッジの橋脚に設置している埠頭監視カメラ1台について、横浜市道路局が管理する施設から当該カメラの電源を受給していたところ、同局より、同施設における電気設備や消防設備等の老朽化が深刻な状況であるとして、平成30年3月までに当該カメラへの電源供給を停止する旨の連絡がなされたことから、当該カメラ1台を撤去する必要性が生じた。</p> <p>(2) 再設置について</p> <p>当該カメラ4台については、監視取締りの重要性が高い代替地に移設の上、引き続き当該カメラを有効活用することが取締上必要であると判断されたことから、撤去と合わせて再設置の契約を締結したものである。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
1者応札の要因について説明願いたい。	<p>本契約は、平成27年度に締結した横浜港埠頭監視カメラシステムの賃貸借契約のうち、一部の監視カメラの撤去及び再設置であり、また既存のカメラシステムを改編する必要があることから公募を実施した結果、既存システムの開発業者である1者のみが応募してきたことによる。</p>
高落札率の要因について説明願いたい。	<p>当関が管理する埠頭監視カメラシステムは、ネットワーク関連機器によりシステム構築されているものであることから、撤去及び再設置の場合、単なる“取外し及び再取付け”では足りず、同システム制御の改編など専門的な作業が必要となる。</p> <p>よって、予定価格の積算にあっては、システム改編に必要な作業工程等を聞き取り調査したうえ、積算資料に基づく人件費単価を用いて算出した。</p> <p>公募の結果、応募者は既存システムの開発業者である1者のみであり、一般的な機器の調達とは異なり、値引き要素が僅少であったことから高落札となったものである。</p>
撤去となる埠頭監視カメラの再設置の必要性について説明願いたい。	<p>当該監視カメラシステムは、港湾地区において効率的・効果的な監視取締業務が遂行できるとして、必要不可欠なシステムであると認識している。</p> <p>今回の再設置にあたっては、当該港湾計画に伴い取締対象船舶の接岸場所が変更となったものの、当該接岸場所に監視カメラが設置されていないことから、同接岸場所での必要性について十分に検討を行った。結果、接岸状況の変化に対応した配備とすることで、効率的・効果的な取締りが引き続き可能となるとして再設置したものである。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>【事案4】</p> <p>契約件名：東京港湾合同庁舎空調他中央監視 装置更新工事</p> <p>契約相手方：アズビル株式会社 (法人番号9010001096367)</p> <p>契約金額：45,360,000円</p> <p>契約締結日：平成29年6月27日</p> <p>担当部局：東京税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p>	<p>東京港湾合同庁舎1階の防災センター内には、空調設備の運転スケジュール及び各居室の温度管理や、当該設備の故障警報等の制御を一括で行う空調中央監視装置並びに電力供給のための配電盤等の状態を監視する電気監視装置が設置されている。</p> <p>これら装置は設置から17年を経過しており、保守部品の生産が既に終了していることにより、修繕等の対応が困難な状況にあるため、今般、適切な維持管理を行うべく更新工事を実施するものである。</p>
<p>過去の議論を踏まえた改善点について説明願いたい。</p>	<p>過去の入札において、複数の応札者があったにもかかわらず、当該応札者が入札書に消費税及び地方消費税を含めた金額を記載したため、入札書の無効要件に該当し、結果、1者入札となった事例があった。</p> <p>入札書の無効要件については、事前に配付している入札説明書に明記されているものの、再発を防止すべく、入札説明書等の記載内容を見直すとともに、入札説明の際には特に入札書の記載ぶりについての注意喚起を行っているところである。</p>